

「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書」に関する

熊本県環境影響評価審査会意見

「八代郡生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書」の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[施設計画]

対象事業実施区域は、未固結堆積物の軟弱な地盤であるとともに地下水位も高いため、地盤改良の計画・施工に当たっては、構造物の安定や不等（不同）沈下による改良層の破壊（亀裂）や浸出水の漏れに十分留意する必要がある。

[大気環境]

騒音・振動

廃棄物埋立時の騒音・振動の予測に当たっては、埋立処分場被覆設備の移設計画（騒音等発生源の位置）を勘案のうえ、適切な予測地点を選定する必要がある。

[水環境]

水象・水質

工事实施に当たっては、降雨によって掘削土が河川へ流出し水質汚濁が生じないように十分留意する必要がある。

地下水

遮水シート^{しやしうい}は、最終処分場の浸出水による土壌汚染や地下水汚染の防止にとって重要であるため、その材質や耐久性等を明らかにする必要がある。

[土壌に係る環境その他の環境]

地形及び地質

「地形及び地質」については、対象事業実施区域が休耕田となっていることから「重要な地形及び地質」が存在しないとして環境影響評価項目に選定していないが、法律、条例等に基づき指定を受けているものや学術上重要とされているもののみならず、防災上の観点等を含め選定理由（選定しない理由）を明らかにする必要がある。

[事後調査]

事後調査計画の記載に当たっては、ア 事後調査を行うこととした理由、イ 事後調査の項目及び手法、ウ 環境影響が著しいことが明らかになった場合の対応方針及びエ 知事及び市町村長への報告書の送付時期について整理し、可能な限り評価書において明らかにする必要がある。

[その他]

評価書の作成に当たっては、使用する用語について定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、的確な記述に努めること。また、引用したデータや文献等については、正確に記載し、どの資料等によるものか、その出典や根拠を明確にすること。

評価書全体の記述に関しては、文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めるとともに、重要な項目の説明については、関係する各項で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。

動植物の記載に当たって学術的分類に準拠した表記順とするなど、基本的な記載に誤りのないよう十分留意すること。